

# ジンジャー給与 遡及計算機能を実装

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:桑内 孝志)は、「ジンジャー給与」に、遡及差額計算に関する機能を実装したことをお知らせします。



## ■「ジンジャー給与」遡及計算機能概要

遡及計算機能は、賃金改定や支給額の変更が本来のタイミングで決定できなかった場合に、さかのぼって再計算を行い、必要な差額支給を実現する機能です。

例えば、毎年4月に行われる賃金改定の決定が6月だった場合、4月および5月分の給与を改定賃金に基づいて再計算し、すでに支給済みの給与の差額分を支給することができます。遡及計算を行うには、賃金改定前後の賃金情報と遡る月の勤怠データを基に計算を行う必要があり、非常に煩雑な計算作業となります。「ジンジャー」では、遡及計算に必要な従業員情報を人事データベースに履歴で登録することができ、また支給済みの給与計算結果や勤怠データなど必要な情報を保持していることで、遡及計算を簡単に行うことが可能です。これにより、従業員は適切な給与を受け取ることができ、人事管理者にとっても複雑な再計算業務を効率化できます。

勤怠項目 支給項目	控除項目			
遡及差額 ②				
年月	基本給	残業手当	休日出勤手当	役職手当
2024年05月	40,000	3,125	3,375	10,000
2024年04月	40,000	0	0	10,000
<b>遡及計算結果</b>	基本給	残業手当	休日出勤手当	役職手当
2024年05月	300,000	23,438	25,313	10,000
2024年04月	300,000	0	0	10,000
給与計算実績 ②				
年月	基本給	残業手当	休日出勤手当	役職手当
2024年05月	260,000	20,313	21,938	0
2024年04月	260,000	0	0	0

遡及計算機能では、遡及を行いたい項目を選択して遡及計算を行うことでき、求められた差額は給与ならびに賞与計算にて支給(控除)することができます。

#### ▶活用例

- ①賃金改定の遅れに伴う遡及(6月評価決定時に4月、5月遡って計算したい等)を行いたい
- ②給与計算のミスにより、本来支払うべきだった給与とすでに支払ってしまった給与の差額計算を行いたい
- ③従業員の手当や交通機関変更に伴う通勤費変更の申請遅れに伴う遡及計算を行いたい

## ■「ジンジャー給与」とは

ジンジャー給与は、ミスなくスムーズな給与計算を実現する給与計算システムです。給与の自動計算はもちろん、従業員の人事情報や勤怠情報と自動で連携でき、給与に関わる情報の確認作業を正確な情報連携、給与計算によって大幅に削減します。

▶「ジンジャー給与」サービスサイト: https://hcm-jinjer.com/payroll/

#### ■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算などの人事の定型業務から人事評価・eラーニングといったタレントマネジメントまで、1つにまとめて管理できるクラウド型人事労務システムです。

人事情報を1つに統合した「Core HRデータベース」によって、勤怠集計からの給与計算や、社会保険手続きに関する帳票類の入力といった定型業務の効率化・自動化を支援します。

また、それぞれのシステムのデータベースがつながっているため、データベースの自動反映や役割変更に応じた各システムへの権限変更の自動化などを実現します。

▶「ジンジャー」サービスサイト: https://hcm-jinjer.com

#### ■会社概要

会社名:jinjer株式会社

所在地:東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿

代表者 :代表取締役社長 桑内 孝志

URL : https://jinjer.co.jp/

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】 jinjer株式会社 広報室(E-mail:pr@jinjer.co.jp)